

第七回国会 文部委員會議錄 第八号

昭和二十五年三月十日(金曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事 岡田延吉門君 理事 岡谷

理事 水谷 昇君 理事 松本

理事 今野 武雄君 理事 小林

理事 柏原 義則君 理事 木村

理事 佐藤 重遠君 理事 千賀

出席國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君

出席政府委員

文部事務官(大臣官房総務課長)

森田 孝君

文部事務官

(大學事務局長) 鎌木 亨弘君

文部事務官

(社會教育局長) 西崎 惠君

文部事務官

(調査普及局長) 辻田 力君

委員外の出席者

文部事務官(大學學務局長)

秋村 繁雄君

養成課長

專門員 横田重左衛門君

三月三日

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)(予)

同月四日

図書館法案(内閣提出第八七号)(予)

同月九日

教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

同月一日

小学校における家庭科存置に関する請願(若林義孝君外十八名紹介)(第一二〇一号)

同月九日

教職員の給与改訂に関する請願(米原親君外一名紹介)(第二二五二一号)

同外一件(谷口善太郎君外一名紹介)(第二二五二二号)

(第二二五二三号)

大学院学生の研究並びに生活条件改善に関する請願(若林義孝君外一名紹介)(第二二五二四号)

東京都立園芸高等学校入校分枝敷地決定に関する請願(石田一松君紹介)(第二二五二五号)

小学校及び中学校における家庭科存置に関する請願(田島ひで君紹介)(第二二五二六号)

青山小学校増築費国庫補助の請願(鈴木善幸君紹介)(第二二五二七号)

小学校における家庭科存置に関する請願(小金義昭君紹介)(第二二五二八号)

同(高木章君紹介)(第二二五二九号)

の審査を本委員会に付託された。

二月二十七日

六・三制所要経費国庫補助復活に関する陳情書(静岡市静岡県庁内静岡町村議会議長齋藤邦雄)(第四六六号)

六・三制補助金等に関する陳情書(全国町村議会議長会長齋藤邦雄)(第五〇七号)

三月六日

六・三制教育予算に関する陳情書(群馬県教育委員会委員長平田吾郎)(第五四〇号)

教育委員会設置の経費に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長齋藤邦雄)(第五五二二号)

同月九日

教育職員免許法及び同施行法一部改正の陳情書(福井市宝永町百二十七番地福井県教職員組合長山崎清丸)(第五六七号)

一般平衡交付金の配分に伴う教育財政に関する陳情書(福井市宝永町百二十七番地福井県教職員組合長山崎清丸)(第五七三三号)

文化財保護法案に関する陳情書(長野県松本市大字北深志同心町六百十番地一志茂樹)(第五九一五号)

教育委員会法改正反対の陳情書(宮城県知事佐々木家壽治)(第五九九九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八八号)(予)

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九三号)(予)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)(予)

図書館法案(内閣提出第八七号)(予)

教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

〇長野委員長 これより会議を開きます。

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案、教育職

員免許法の一部を改正する法律案及び教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案の三案を一括議題とし、審査に入ります。前会に引続き質疑を継続いたします。

〇小林(信)委員 免許法及び施行法の一部を改正する法律案の提案理由中に「現職教育が活発に行われ、教育界に清新の気のみなぎりつつあります。そのは、まことに御同慶にたえない」というような御意見があつて、そのあとに「両法の施行後各方面から種々の検討を求められ、また改正の要望もございました」ということがあつたのであります。前の御意見からすると、各方面からの検討とか、あるいは改正の要望といふようなものも、いい方面かもしれませんが、これに對して教職員の諸君あたりからは、現在の情勢ではあまりに自分たちの災情に沿わないといふような点から、もう少しゆるやかにしてもらいたいとか、あまりきつなうくつなうなものにしてもらいたくないといふような要望を聞いていますのであります。ここにも書いてあります以上、文部当局にも、こうした要望がたつたかと思ひますが、そうした要望のおもなるものをお知らせ願ひたいのです。そういう調査ができておりますか。

〇秋村説明員 主として教員組合または現場の教員の方々からの文部省への要望は、ずいぶんたくさんあつております。その主たる点を申し上げますと、

今回改正案の方へ出ておられますところの、実業補習学校教員養成所青年学校教員養成所の卒業生を、青年師範学校の卒業生と同じようにしてほしいという要望が相当強くございます。次にその他の今度の改正は、ほとんど全部現場の要望を検討いたしました結果、いたしたものでありますから、大体全部その線に沿つておるといふことが申し得ると思ひます。

ところで今度の改正の中に盛りられていないで、要望の強いものは何であるかと申しますと、第一は、小学校の専科正教員といふものがございまして、これが中学校の二級免許状にしろ、現在では仮免許状であります。そういうことと、第二は、小学校の初等科正教員免許状を持つていて、ものを、同じく中学校の二級免許状にしてくれ、中学校、小学校の二級免許状にしてくれ、それから第三は、別表第四、つまり現職教育の単位の数を、今の規定よりも少しくゆるやかにしてほしい、それらがおもな点であります。

〇小林(信)委員 私たちの聞くところも、やはりそういう点が多いところですが、これらに對して、なぜ当局者は考慮されなかつたかという点も聞きたいのであります。まず第一番といたしまして、最初申されました実業補習学校教員養成所を出た人たちは、今度新しく改正されて、青年師範学校を卒業した者と同じように取扱われておるわけですね。ただそのうち臨時教員養成所というものがあつたと思ひ

ますが、それらの人たちの取扱いは今後どういうふうになるか。同じ実業補習学校教員養成所ですか、これは修業年限は一年だと思ひます。その後で修業所と臨時教員養成所というのとは、たしかやはり一年だと思ひます。これらの取扱いはどうなるか。これもその人たちの要求があつたのでありますが、この点についてまずお聞きしたいのであります。

○秋村説明員 今の臨時教員養成所の方は、青年学校教員養成所が二箇年程度でありましたときに、一年の修業年限であつたものでありますから、その一年であつたということを計算に入れますして、仮免許状に措置しておりますから、それで均衡上その方がいいと思つておるのであります。

○小林(信)委員 それからたゞいまもお話がありました、この専科の教員、それから初等科教員、これらがやはり非常に不満を訴えておられるようです。ことにこの専科の先生は、その学科に対しては相当深い造指を持つておられるわけでありまして、ことにその中学校二級の免許状を持つておられる方たちは、大体現在学科担任の形をとつておられるので、その人たちと同等に取扱われてもよいような感じがするのではありませんか、これが考慮されなかつたという点をお伺いしたいと思ひます。

○秋村説明員 専科教員の方はもとより小学校の専科の教員であつたものを、今度中学校の教員免許状を與えておられますので、私どもとしては相当寛大に取扱つたつもりであります。ただこの人々の一般的な欠陥を申し上げますと、広い教養というものがなくて、

ある一学科のみを特に専攻したという方々であります。なおこの人々は一組織的な学校教育を受ける年限が短かくありますので、これを他の師範学校、青年師範学校もしくは専門学校の卒業生と同格に扱つて、二級にするこゝとは、いささかむりではないだろうかと思ひます。

○小林(信)委員 それから単位の問題であります。先日この単位についていろいろお話があつたわけでありまして、教職員の方たちが単位をとるに経費がかかる、さらにこれをするために、相当自分の今働いておるころへ犠牲を與えなければならぬといふふなことで、非常に苦しんでおられるので、はたしてその時間的な問題、それから単位をとるに對しての経費等の問題、それから今度はそれが児童生徒に對する支障のあるといふような点について、考慮されておるかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○秋村説明員 単位の問題であります。これは御承知のように、今後の教員になる人が、四年程度の新制大学を出た者が一級をもちろつという、そういう建前から申しますと、たとへば従来の師範学校の卒業生は二級の普通免許状を與えてあります。この二級の普通免許状は終身免許状でありまして、その生活を脅かされるというふうなことは絶対にありません。もしこの人々が、現職にありながら教育を受けて、一定の単位をとりましたら、これを一級にしようというのを規定したのがこの免許法でありまして、従つていつまでもにとらなければならぬという時間

的制限はございません。それです。それから、現職教育を受けるために学校の現場がおろそかになるというのには、きつめて短期間に単位をとつて一級になろうとする場合だけありますから、そういう点では現場の教員の方々に、多少の誤解があるのじやないかと思つておるものであります。なおこのことに関するの予算のことは、先日申し上げた通りであります。国としてはそうでありまして、地方から今私どもの方に集まつておる情報によりますと、みな相当額の予算を計上しておられまして、われわれが予想したよりも、はるかに早い時期に、一定の単位を與えることができるように、計画ができておるようであると思ひます。

○小林(信)委員 その経費の問題ですが、これは地方でもつて教育委員会が計上する予算の問題でしようが、教員諸君が単位をとるために使つておる費用というものは、相当莫大なものであるといふふうに聞いております。この前の政府委員の方の御説明では、そのために旅費等も相當に政府では余分に計上したといふふうなお話なんです。が、現在予算に見られるところの四千円というふうな旅費は、そういう講習といふふうなものがない場合でさえも、相當に教員諸君の旅費としては少いものがあるわけなんです。これが政府において相當講習等を見越しての旅費の総額であるとしたら、これは教員諸君にとつては不満ではないかと思はれるわけですが、こういう点に對して政府はどういう見解を持つておられるか。

○藤本政府委員 この前も申し上げましたが、今、秋村説明員から申し上げましたように、この免許法によつて上級免許状を得ようとするのは、現在の生活を脅かすといふのでなしに、よりよき、上の方に勉強していただくという意味でございまして、その結果、上級免許状を得るといふ形になるのでございまして、従つてもちろん現職にあつて勉強していただくということとは、國の方でも大いに望むところであるし、また本人もこれを希望するところであると思つておるものであります。だからそういう施設をいたしますためには、國として行つて、教員の研修という面から教育委員会が負担する面と、また自分の勉強するといふ面から本人が負担する面、この三者が共同してやるという形になつて参ると思つております。國の方からやる面は、教員がいつでも単位を習得することができまうように、地方の大学等にその講座を設けて受入れ側の態勢を整える。なお特に教員が実際に講習なり、単位習得の講座の勉強をいたします場合に、旅費その他のことで、できるだけ入費がかからないようにいたしますために、單に大学の所在地においてその講座を開設するばかりではなく、実際に教員の居住する面に出向きまして、各地に講座を開設して行くといふだけの心構えで実施して行くつもりでございまして、なお國といひましたし旅費を増額いたしましたのは、この研修の意味を含めて増額したものであります。が、地方の教育委員会におきまして、これに對する援助なり、いろいろな経費をできるだけ計上していただくことを、われわれも期待している。ございまして、教員の負担をできるだけ軽減して行くという方向

に向ひましては、今後努力してみたいと思ひます。

○小林(信)委員 やはりその身分が保障されているとは申しますもの、今までの慣例からして、一級の免許状をもち、校長にならうといふふうなのは、教員になつた人たちの当初からの考えであつて、これはその身分を保障されるから現状に置いてあつてもさしたくないのだ、ただ勉強次第でもつて上級の免許状がとれるし、あるいは地位も向上できるといふふうなことは、今の教員の諸君たちには、何となく物足りないものがあるわけなんです。今まではある年限を精勵働かされたら、身分も向上でき得られるといふような期待を持つて、とにかく出発しておられるのですから、どうしても將來自分が校長になりたいとか、あるいは一級免許状をとりたいたいといふような希望は、當然持たれると思ひます。またこのういふ制度がある以上は、人がとるのに自分がとらないでおくといふのは、自分にそれだけの力がないように世間から評価されるおそれもあるわけですから、どうしてもこの制度がある以上は、上級免許状をとりたいたいという希望を持つておられると思ひます。それであるとすれば、今の教員諸君の仕事の状況から、あるいは支給される給与の面からして、非常に教員諸君には脅威が感ぜられてゐるわけですから、たゞいまお話のように、相當考慮される余地があると思ひます。従つて私たちの考えでは、もつと単位に對して御考慮願ひたいと思ひます。それは新制大学

の修業年限といふもの、あるいはここにおいて習得される教養といふふうな

ものと、現職の方たちを比較されれば、現職の方たちは、やはりこれだけの単位をとつてしかるべきだというような考えを持たれるかもしれませんが、今までの他の教職員の方たちの経過から考えれば、必ずしも新しい制度と比較して、単元をかく／＼とらなければならぬということを強要されることは、いささかむりではないかと思うのです。この点は今までの御意見を承つておきますと、非常に教員の実情を無視されているのではないかと思うのですが、いかがですか。

○総本府委員 新制大学の建前は、いわゆる教員の一級免許状——高等学校は別として、小学校、中学校において一級免許状をもらえますのは、四年制の大学を出ることを原則としたものでありまして、これは多少育英会その他で考えておられますが、授業料も自分で負担して、いわゆる自己責任においてその一級の免許状をとりようになるのが原則でございます。学芸学部あるいは教育学部の二年のコースを修まして二級免許状をもらつて、あと一級免許状をもらいますには、やはりあとの二年を現職学校において習得するということが原則でございます。学校教育におきましては、自分でそれを習得するという形になるのでございます。二年を出て二級免許状を持つて、一級免許状を得るためには、一定の単位を習得することを要求しているのでございますが、その際に全部現職の教員が自己負担でなしに習得できるということは、やはり四年の大学との関係におきま

ては、この均衡を欠くおそれがあると考えるのであります。しかしながら、二年のコースを出まして二級免許状を持つた者が、それでとどまるべき考えはないのであつて、やはり一級免許状を志すということは当然でございますので、私もとしては、そのあとの一級免許状をとるにつきまして、いかに本人にとりやすくしてあげるかということが、問題であらうと思ひます。それで講習等によりまして単位習得の機会を與えるばかりでなく、将来におきましては、あとの二年のコースを通信教育をもつて実施できるようにするとか、あるいはまた四年の大学の後期に入り直す場合には、現職のままその四年の大学に再入学する。それはもちろん成績等によつて選抜せられることであると思ひますが、そういう機会を與えるとかいう方法を講じて、できるだけ二級の免許状を持つた者に一級の免許状をとりやすくするように、今後とも方途を講じてみたいと思ひます。今御質問になりましたのは、現在の二級免許状を持つた者が一級免許状をとるということに對して、現状においては非常に困つてゐるのではないかというお尋ねであつたかと思ひます。この点につきましては、決して今回私もがお願いしております予算で、十分であるとは考へておりませんけれども、現在の財政の事情上、この程度でやむを得ないということでは十分考慮してみたいと思ひます。

○小林(信)委員 その根本的なことは、いろいろわかつたわけでありま

うような問題、それから講習の構成の仕方というもので大分地方の事情が異なつておつて、教員諸君のこれに対する待遇状況が非常にまち／＼であるように思ひます。先ほどお話になつた地方の教育委員会におけるこれに対する経費の計上等が非常に多い、そして文部省としても安心しておるというふう

に言われておりますが、これは先日北海道人、山形県の数字が示されたわけでありましたが、なお御調査ができておりましたならば、全国的なものを網羅していただいて、いずれかの機会に御報告願ひたいと思ひます。ある県において、それが非常に恵まれない状態に置かれるのじやないかとわれ／＼心配しておる点もあるわけですから、そこでひとつ伺ひたいことは、講習をいたしますについて、どの府県でも大体大学、県当局と教育委員会、それから教職員の方、この三者一体で何か委員会の

ようなものをつくつて、講習会の便宜とか、あるいは講習会の能率を上げるような相談をしておるようなんです。この点については、お調べの結果どんなふうになつておりますか。

○総本府委員 地方のこれに要します予算につきましては、大体教府県を除きまして、今報告が参つておりますから、後はど資料としてわかつておるだけ差を差上げることにいたします。それから講習を最も円滑にやりまして、効果があつたようにするために、委員会等をつくつてやることについては、私どももいたしまして、各府県に極力

○小林(信)委員 政府としても当然その円滑を期するために、必ず講習会、委員会がつくられるように勧奨されておると思ふのですが、実は私の県で、これを県の方でも教員諸君の方でも要望した。ところが大学の学長に鋭く反撃されて、お前たちは教わる身分である、従つて親が子に對して乳をくれる、そのくれ方について意見を言うというのでは、もつてのほかであるというので、撃碎されたやうであります。こうしたもの、文部省としてどういふふうに取り扱われますか、何か方針が立つておいて、それによつて、そういう既定方針でこれに對して何か指導されるやうなお考えが、ありますかどうか。

○総本府委員 具体的な例につきましては、私まだよく存じませんが、しかしたとえばこの委員会をやり出す場合に、その決議機関とか、表決するものではなくて、これを円満に協力して行くといふ意味の委員会が望ましいと思ふのであります。なお具体的な問題については、実情を調査してみたいと思ひますが、おそれくは、そういう理由で大学が委員会を一切拒否するといふやうなことは、私どもとしてあり得ないことだと考へております。

○小林(信)委員 今の問題はぜひとも御調査願ひたいと思ふのです。これは県の教育委員会も困つておるらしいのです。おれたちの大学としての権限を干渉するものであるといふやうな立場で、大分いばつてゐるやうですが、別にこれは自分たちが委員会を構成してその委員会の表決といふやうなもので云々しようといふやうなことでなく

て、自分たちの実情を聞いてもらつたり、あるいは講習等におけるところのいろいろな意見も取上げてもらいたいというやうな、ごくやさしい要望を、持つておる人たちの意見すらも取上げられなくて、一方的にこれがやられておる。これがどういふ影響を持つておるかという、そういうやうな任打だとすると、自分たちはその大学に頼るのではなくて、自分たちが金を出し合つて、中央から講師を頼んで講習会を開こうじやないかといふやうな機運さえ出ておるやうな状態は、まことに遺憾だと思つております。ぜひともお調べ願ひたいと思ひます。

最後に聞きたいのは、この修正された案の一番最後の問題ですが、施行法の一部改正の最後の第八條中、「校長仮免許状又は國長仮免許状を有するものとみなされる者」にあつては昭和三十年三月三十一日まで、その他の仮免許状を有するものとみなされる者にあつては昭和二十六年三月三十一日まで改める」といふやうに、兩者に對して別個の取扱ひがなされておるのであります。これに對する政府の見解は、どういふところから出ておられるかお伺ひたい。

○総本府委員 現在校長で、一級免許状を持つていないで、つまり二級免許状で校長になつておられる方が相当たくさんございまして、その校長が、もし現行法通りに一級免許状を持たなければならぬといふ状態において継続いたします場合には、この校長たる身分を退かなければならぬといふ状態が生じて参りますので、その一級免許状を得るまでの期間をどうしても延

ばしてあげる必要がある、こう考えたので、校長についてはこれを延ばしたたのであります。しかし現職の教員につきましては、一級仮免でありましようが、二級免許状でありましようが、上級の免許状を得なくても身分には何らの変更はありません。その点は校長と區別して考えるのが適當だと存じまして、校長については、身分を剝奪されるおそれありますので、それを救済する意味において延期したのでござい
ます。

○小林(信)委員　そうすると、その他の
仮免許状を持つておる者は身分を剝奪
されることがないから、二十六年三月
三十一日までに改めるとすれば、剝奪
されるおそれなければ、期限を付す
の必要もないと思うのですが、やはり
期限を付されるというところに、一応
この人たちにもそれと同じような条件
があるのではないかと思うのです。

○鈴木政府委員　一般の方の点につ
きましては、その期限内に新しい免許
に切りかえるという問題でありまし
て、これは当然やればできるのであつ
て、新免許法によつて切りかえられる
ように手続をすることを早くやれば、
決して心配ないのでございます。

○水谷(男)委員 小林君の今の質問に
関連してであります。現職員の二級
免許状を持つておるものが、一級免許
状を得るについては、講習等において
単位を四十五ですか、とらなければなら
ぬ。こういうことはまことにけっこうな
ことであると思いますが、四十五
の単位という、この単位のきめ方につ
いて非常に私は疑問があるのでありま
す。それはどういふことかという、

現在のきめ方によりますと、学校教育だけを過信して、その他の教育を軽んじておるように考えられる。たとえば教育には学校教育もあれば、あるいは社会教育もあれば、自分で自分を教育する自己教育もあれば、いろいろの教育の仕方があるのであります。そこで現職員は多年教職員として勤続をしておる。この勤続年数にも長短がありまして、これらのものを同一に考えておりはせぬか。多年の勤続中には、社会の教育も受け、あるいは自己教育もしているのであります。いろいろな教育によつて自分の教養を高めてこととしようのであります。が、そういうことをしんしやくして学科単位の数がきめられてあるのがどうか、そういう点をひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

○町木政府委員　お尋ねの点は、ごも

つともな点だと思ひます。ただ今度の免許法では、大體本質的にはクレジツトを與えますのは、大学が責任を持つという考え方をいたしまして、大学教育の中の一部として一つの單位を認めて行く。そうして今申されましたように、大学でいろいろな講習を受けたら、講座を開いたりする以外に、自分で勉強するとか、その他の方法で勉強する面があるということは事実でございしますが、しかしながら、そういう場合に、これを判定する方法をどうするかということが、一つの問題になつて参ると思ひます。従來の教員免許令によりますと、一つの経歴認定とかいろいろ以外に、試験検定によりまして認定する方法があつたのでありますが、今度の免許法では、試験検定の方法は全然とつていないのであります。しかし一

定の講習とかそういうものを受けないで、また、スクーリングをやらない者に対して、試験検定の方法を認めるかどうかということとは、将来の研究問題ではあらうと思います。しかし現在のところでは、この基準は比較的確確である。大学のクレジットということを一本に考えておるのでございます。今の点は私どもとしては将来とも研究して参りたい、かように考えております。

○水谷(昇)委員　そういうお考で之のもとにこの法案ができたのであれば、將來そういうことが実現すると思うので、けつこうであります。が、どうして試験験定の制度もつくつてもらいたたいし、また、過去の勤続、努力そういうものも認定できるようにしてもらいたい。そうでないと、せつかく平素努力しておるものと努力しないものの、勉強しておるものと勉強しないもの、そういうものがちつとも區別なしになつてしまふようなおそれがありますから、勤勉努力を奨励する上からも、そういうような方法を考へてもらわなければならぬと思います。実際大学を卒業したての者と、多年実地に勤務しておる人と、実力の点を考えましても、決して新しく大学を卒業した者に劣るものでないということはあるからであります。それから、そういう点を十分ひとつ御考慮の上で――私は学科單位の数も、十五と四十五になつておると思います。が、三倍も力が足らぬということは考へられぬと思いますから、そういう点にも、ひとつ御考慮を願わなければならぬと思ひます。

○鈴木政府委員　突は免許法をきめま

す場合に、やはり二つの異なつた考え方がありまして、あくまで大学でとります単位で考えて行く、そうして本人の勉強でありますとか、経歴とかいふものは、全然考慮しないという考え方と、両方あるのでございます。この免許法におきましては、やはり本質的には、大学のクレジットを主として考えておりますけれども、たとえば今申されます二級から一級になります場合にはおきましては、普通の大学におきましては少くとも六十二単位を二年間でとらなければならぬのでありますが、それを四十五単位にいたしましたのは、そのあとは勤務成績なり実績の佳良ということを取入れているのでございます。その程度の問題ではあります。その点は相当考慮の中に入れ得るようにはいたしているのであります。

○今野委員 ただいまのことに関連して、ちよつと質問いたしたいと思ひますが、今までも、熱心な教員は、いろいろな研究会などをやつて研修を怠らない。私などもずつと十数年そういうような研究などをよく知つておりますけれども、たとえば学級経営といいますが、そういうような問題について、は、学校ではとても習えない。そうじやなくて、そういうような各種の研究會、そういうものでもつて相当いろいろな経験が積まれて、そういうものが雑誌等において発表されたりなんかして、客観的な評價もできるといふような場合が、少からずあるわけであります。そういうものをこういう資格の認定の中に取り入れるお氣持はないのでございませうか、お伺いしたいと思ひます。

○秋村税明員 從來教育者がみずから自発的に自分の研修のために努力してゐたことは、私ども自身もみずからの経験あるいは自分の周囲においてよく知つてゐることでありますので、今回の免許法は、從來それが何ら公に認められなかつたのを、制度化したという点においては特徴があると思います。

ところで、今今野委員からの御質問のいわゆる研究会の類は、今度は單位にはならないかというのでありますが、これは大学の教授の指導のもとに行われる場合においては、それをいけば研究生というような形に組み入れまして、單位にすることができる規定をつくつております。

○金野委員 大たいまの点、非常に重大なことだと思ひます。指導のもとにというのは、初めから指導してないければいけないのか、あるいは過去における業績を、大学教授やその他が認定してやることができるのかどうか。そういう点についてちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○秋村説明員 過去の場合その当時そういう免許法がございませんでしたから、非常に明確を欠くところがありますので、そういう研究生という制度が認められた今日において、以前の研究の結果を参考にして、一定の單位を與えるということには、使つていいと思ひます。

○今野委員 それから先ほど小林君から質問があつた点に關連してであります、突は東京などの実情をちよつと聞いてみたいのでありますが、先ほど餽不政府委員からお話があつたように、東京では大学がたくさんあるか

うございませう。受講者の数に制限を受け、予定より受講者の数が減つて来たというところに、不十分なところがあります。その不十分なところを都道府県教育委員会の方の予算でまかなつて行きたい。今のところ大体そういうことになつております。

○長野委員長　以上、三案に対する質疑は、本日はこの程度とし、次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより政府の提案理由の説明を求めます。高瀬文部大臣。

第一類第七号
文部委員会議錄第八号
昭和二十五年三月十日

第四條北海道大学の項研究所の名稱の欄中「触媒研究所」を「結核研究所」に、同項目的の欄中

「触媒に関する学理及びその応用の研究」を「結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究」に、同條東京大学の項研究所の名称の欄中「ふく射線化学研究所」を「理工学研究所」に、

「新聞研究所」を「新聞研究所 史料編さん部」に、同项目的の欄中「電波、赤外線、光波等のふく射線に関する化学的事項の学理及びその応用の研究」を「理工学研究所」に、

「理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究」に、「新聞及び時事について出版、放送又は映写に關する研究並びにこれらに從事し、又は從事しようとする者の指導及び養成」を「新聞及び時事について出版、放送又は映写に關する研究並びにこれらに從事し、又は從事しようとする者の指導及び養成」に改める。

又「映写に關する研究並びにこれらに從事し、又は從事しようとする者の指導及び養成」を「新聞及び時事について出版、放送又は映写に關する研究並びにこれらに從事し、又は從事しようとする者の指導及び養成」に改める。

第五條中 東北大学

理学部	附屬臨海実験所
医学部	附屬病院、附屬病院分院、看護婦養成施設
農学部	附屬農場、附屬演習林

東北大学

理学部	附屬臨海実験所
医学部	附屬病院、附屬病院分院、看護婦養成施設
農学部	附屬農場、附屬演習林

秋田大学

農学部	附屬地下資源研究施設
農学部	附屬農場、附屬演習林

山形大学

農学部	附屬農場、附屬演習林
-----	------------

東京大学

文学部	史料編纂所
理学部	附屬臨海実験所、附屬植物園
医学部	附屬病院、附屬病院分院、看護婦養成施設
工学部	附屬総合試験所
農学部	附屬農場、附屬演習林、附屬水産実験所

東京大学

理学部	附屬臨海実験所、附屬植物園
医学部	附屬病院、附屬病院分院、看護婦養成施設
工学部	附屬総合試験所
農学部	附屬農場、附屬演習林、附屬水産実験所

東京農工大学

農学部	附屬農場、附屬演習林
-----	------------

東京農工大学

農学部	附屬農場、附屬演習林
-----	------------

新潟大学

医学部	附屬病院、看護婦養成施設
-----	--------------

新潟大学

医学部	附屬病院、看護婦養成施設
-----	--------------

新潟大学

医学部	附屬病院、看護婦養成施設
-----	--------------

新潟大学

農学部	附屬農場、附屬演習林
-----	------------

新潟大学

農学部	附屬農場、附屬演習林
-----	------------

新潟大学

農学部	附屬農場、附屬演習林
-----	------------

新潟大学

農学部	附屬農場、附屬演習林
-----	------------

新潟大学

農学部	附屬農場、附屬演習林
-----	------------

新潟大学

農学部	附屬農場、附屬演習林
-----	------------

新潟大学

農学部	附屬農場、附屬演習林
-----	------------

新潟大学

農学部	附屬農場、附屬演習林
-----	------------

新潟大学

農学部	附屬農場、附屬演習林
-----	------------

新潟大学

農学部	附屬農場、附屬演習林
-----	------------

新潟大学

岡山大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設
	農学部	附属農場、附属演習林
広島大学	理学部	附属臨海実験所
	医学部	附属病院、看護婦養成施設

広島大学	理学部	附属臨海実験所
	農学部	附属農場
山口大学	農学部	附属農場
	医学部	附属病院、看護婦養成施設
徳島大学	農学部	附属農場
	医学部	附属病院、看護婦養成施設
高知大学	農学部	附属農場
	医学部	附属病院、看護婦養成施設

改める。

第十二條中「別表第一から第三まで」を「別表第一及び第二」に改める。

附則第五項中「東京医学歯学専門学校は、昭和二十五年三月三十一日まで、及び「東京医学歯学専門学校」を創る。

附則第六項を削り、附則第九項中「別表第四」を「別表第三」に改め、附則第七項を附則第六項とし、以下附則第十項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十一項及び附則第十二項を削り、附則第十三項を附則第十項とし、附則第十四項を附則第十一項とする。

附則第十五項を次のように改める。

第十四章に規定する国立の各種学校は、東京教育大学に附置されて昭和二十六年三月三十一日まで存続するものとし、当該各種学校に置かれる職員は、東京教育大学の職員に含まれるものとする。

別表第一北海道大学の項中「一、五七二人を二、五三九人」に、同表北海道学芸大学の項中「六六〇人」を「六七九人」に、同表室蘭工業大学の項中「一四七人」を「一

六一人」に、同表小樽商科大学の項中「九八人」を「一〇〇人」に、同表弘前大学の項中「八二一人」を「八七〇人」に、同表東北大学の項中「三、九七七人」を「三、九八六八人」に、同表山形大学の項中「五五八人」を「五九五八人」に、同表福島大学の項中「四二六八人」を「四三〇八人」に、同表群馬大学の項中「八九七人」を「九四六八人」に、同表千葉大学の項中「一、六二八人」を「一、六四九人」に、同表東京大学の項中「五、八六七人」を「五、八六五八人」に、同表東京教育大学の項中「九四五人」を「一、二〇八人」に、同表東京工業大学の項中「九一八人」を「九三三人」に、同表新潟大学の項中「一、四九一人」を「一、五一五人」に、同表金沢大学の項中「一、七〇三人」を「一、六九七人」に、同表信州大学の項中「一、二一九人」を「一、三〇四人」に、同表名古屋大学の項中「一、九四〇人」を「一、八九九人」に、同表名古屋工業大学の項中「一七八人」を「二〇九人」に、同表京都大学の項中「三、四一四人」を「三、四一三人」に、同表京都学芸大学の項中「三一九人」を「三三三人」に、同表京都工業繊維大学の項中「三四七人」を「三四〇人」に、同表大阪大

学の項中「二、五三一人」を「二、五七九人」に、同表神戸大学の項中「一、〇一五人」を「一、〇一九八人」に、同表奈良女子大学の項中「三三六人」を「三三八八人」に、同表鳥取大学の項中「八〇九人」を「八五七人」に、同表岡山大学の項中「一、三七四人」を「一、三九五八人」に、同表広島大学の項中「一、三〇九人」を「一、三四三三人」に、同表山口大学の項中「六七〇人」を「六九三人」に、同表徳島大学の項中「八六三人」を「九二一人」に、同表高知大学の項中「三六五人」を「三六八八人」に、同表九州大学の項中「一、八七九人」を「二、八九七人」に、同表長崎大学の項中「一、一五六人」を「一、一六〇人」に、同表熊本大学の項中「一、四八四人」を「一、四四二二人」に、同表宮崎大学の項中「四二五人」を「四五七人」に、同表鹿児島大学の項中「八二三人」を「八二七人」に改める。

別表第二託開電波高等学校の項中「五〇人」を「六三人」に改める。
別表第三を削る。
別表第四を次のように改める。

(別表第三)

附則第五項に掲げる学校の名称	上欄の学校に置かれる職員の定員
東京医科歯科大学	七九二人
大阪工業専門学校	八七人
大阪青年師範学校	三九人

附則
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

○高瀬國務大臣 たいまい議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の骨子を御説明申し上げます。

昨年、国立学校設置法が公布施行されました。約七十の国立大学が発足いたしました。以来約一年を経過いたしました。今や第二年度を迎えようとしております。その間におきまして、各国立大学は、いずれも鋭意その組織の整備と内容の充実とを努めて参つたのでございますが、この整備充実の結果を法文化するために、国立学校設置法の一部を改正する必要が生じました。

これがこの法律案を提出した理由でございます。以下、その内容の骨子を簡単に御説明申し上げます。
まず、北海道大学外三つの大学については、既設の学部を分割することによつて、新たな学部をつくりました。

これは、昨年学部発足後一年間に、教員組織その他の内容も充実した上、大学運営上の必要もありまして、分割の計画を立て、大学設置審議会の承認するところとなつたものでございます。

第二に、一部の国立大学について、その附置研究所及び学部附属の研究施設の新設合併を行いました。

第三に、国立盲教育学校及び国立ろう教育学校を、東京教育大学の附置学校として、昭和二十六年三月三十一日まで設置することいたしました。

第四に、旧制の学校で募集停止の結果、本年三月をもつて職員生徒の定員がなくなるものを削除いたしました。

最後に、国立学校に置かれる職員の定員を、学年の進行、旧制の学校の募集停止等に基づく増減に應じ、昭和二十五年年度予算に対応するように改正いたしました。

以上が、本法案の提案理由及びその内容の骨子でございます。どうか、十分に御審議いただきまして、すみやかに御可決下さいようお願いいたします。

○創本政府委員 たいまい国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、大臣より提案理由の説明がございましたが、なお私より補足して説明申し上げます。

この法律案は、国立学校の一部につ

いて大学学部の分割をはかり、大学附置研究所の新設合併を行い、また旧制の学校で、本年三月をもつて職員生徒定員がなくなるものを削除する等、その組織を整備いたしますとともに、国立学校に置かれる職員の定員を、学部設置、学年の進行、旧制の学校の募集停止等に基く増減に応じて改正するために、国立学校設置法の一部について所要の改正を行うものでございます。以下、順を追ひまして、改正の趣旨及び理由を申し述べたいと存じます。

改正の第一点は、国立大学の一部について、その学部組織の整備をはかつたこととでございます。すなわち、国立学校設置法の第三條の改正でございますが、まず北海道大学の法文学部を文学部と法経学部、千葉大学の文学部を文学部と法経学部、お茶の水女子大学の文学部と理家政学部を文教育学部、理学部及び家政学部の三学部、名古屋大学の法経学部を法学部と経済学部、それら分割または再編成いたしました。

その理由は、北海道大学と名古屋大学とは元の国立総合大学でありまして、これを文理両系統にわたつた完全な学部をもつ大学とすることは、かねてから学校当局及び文部省の念願として来たところでありまして、昨年新制大学の計画を立てたときには、教員組織その他の点でまだ不十分な点がありまして、大学設置審議会の認めるところとならなかつたのでございますが、その後一年間に不十分な点を充實した結果、大学設置審議会の承認を得ましたので、今回の措置をとることとした

したのでございます。お茶の水女子大学につきましては、この学校は、わが国で奈良の女子大学とあわせて、ただ二つの女子大学でございますが、従来女高師であつた時代には、文科、理科、家政科にわかれておつたのでございます。そこで昨年新制大学へ転換の場合にも、三学部とすることを希望したのでございますが、その際はやはり不十分な点がございます。現行法のようになつたのでございます。ところが一年間に教員組織の充實を見、また従来教員養成を行つて来た特殊性も考慮に入れますと、今回その各学部組織を再編いたしますこととしたものでございます。また千葉大学につきましては、東京医科歯科大学の予科を、地理的事務その他の理由から、これを千葉大学に包括することにしたとして、その基礎の上に文理学部をつくることとしたのでございます。いずれも大学設置審議会の承認を得たものでございます。なおこれらの学部の分割再編は、いずれも現在の既定組織を移しかえることだけでございまして、このために特別に予算の増減を伴うものではないと存じます。念のために申し添えておきます。

改正の第二点は第三條の表の欄にございまして、旧制の学校で、本年三月をもつて職員生徒の定員がなくなるものがございます。たとえば東京高等学校を除きますすべての高等学校、大学予科及び北海道大学、名古屋大学及び熊本医科大学附属の医学専門部並びに東京医学歯学専門部等がなくなるのでございまして、これらの学校を第三條の表から削除いたしましたのでござい

ます。

第三点は、第四條の研究所に関する表でございます。これにつきましては、まず北海道大学の医学部の既定組織を移しかえまして、結核研究所を設置いたしました。これは北方における結核の特殊な研究の必要に應ずることとしたのでございます。次に東京大学のふく射線化学研究所が、その位置とか研究目的とかにかんがみまして、理工学研究所に合併することが適当と考えまして、合併いたしました。文学部に附属しておりました史料編さん所は、その目的が今まで文学部だけに限られておりましたが、それだけでなく、全学に關係が密接となつて来ておりますので、これを大学附置の研究所としたといたしました。研究所につきましては、以上でございます。

第四は、第五條の研究施設に関する表の改正でございます。これは秋田大学と山梨大学及び静岡大学にそれぞれございまして地下資源研究施設、はつ酸化学研究施設、及び電子工学研究施設を附置研究施設として、それに書き入れることとしたのでござい

ます。これらの施設は、実質的には従来からあつたものでございまして、これらの学校は従来専門学校でありましたので、官制化されておらなかつたのでございまして、しかも、今までもこれらの施設は、そのための定員も教授要員と一般教授と區別いたしまして、はつきり定員がきまつておりましたし、またその規模ないし研究目的も、すでにはつきりいたしておつたのでございまして、これを研究施設として書きま

すことが適当と考えまして、この際明文化したのでございます。

第五に、国立盲教育学校及び国立ろう教育学校の措置についてでございます。これらの学校は、現行法によりまして、国立の各種学校として昭和二十五年三月三十一日まで設置すると定められております。これはその日以後は廃止するという意味ではなく、それまで止するということ方について、十分一年間で検討して、適切な措置をとるという意味において年限を限つておつたのでございまして、今回これらの学校を東京教育大学の附置学校として、昭和二十六年三月三十一日まで設置することとしたといたしました。その趣旨はこの特殊教育の学校のあり方につきまして、なお一年間十分検討し、あるいは教育大学学部いたしますか、あるいは教育学部部の学科にいたしますか、それはそれといたしまして、具体的な計画を樹立いたしまして、この一年間に研究いたしました成果を明文化して行くという含みでございます。

最後に国立学校に置かれました職員定員をそれらの学校の学年進行による当然の増員、旧制の学校の募集停止による当然の減員、既定組織の振りかえ等、昭和二十五年年度予算案に対応するように改正いたしました。この定員改正の結果、増減をプラス、マイナスいたして、結局国立学校を通じて四百九十一名の増員となります。この増員を来しますおもな原因は、公立学校の合併によつて、学部を新設または充實したものと、群馬大学外五つの新しくできました医学部の学年進行によるもの、大阪、名古屋大学法経文学部の学年進行によるもの等でございます。

以上、本法案の内容の概要について御説明申し上げましたが、要するに、この一年間に国立学校が整備充實の歩みを進めて来た跡を忠実に裏づけるように、法的措置を講じたものにすぎないのでございます。

以上大体を御説明申し上げました。

○水谷(昇)委員長代理 続いて図書館法案を議題といたします。本法案は予備審査のため本委員会に付託になつたものであります。これより政府の提案理由の説明を求めます。高瀬文部大臣。

図書館法案
図書館法
目次
第一章 総則(第一條―第九條)
第二章 公立図書館(第十條―第二十三條)
第三章 私立図書館(第二十四條―第二十九條)
附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「図書館」とは、圖書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人が設置するもの(学校に附屬する図書館又は図書室を除く。)をいう。前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、民法第三十四條の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三條 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るよう留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム等の収集に十分留意して、圖書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆

の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、図書館の利用者の図書館資料の利用のための相談に應ずるようすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附置する図書室又は図書室と緊密に連絡し、協力、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映画会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

七 時事に關する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四條 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補とする。

2 司書は、図書館の専門的職務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五條 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で第六條の

規定による司書の講習を修了したものの

二 大学を卒業した者で大学において図書館に關する科目を履修したものの

三 三年以上司書補(国立国会図書館又は大学の附屬図書館の職員で司書補に相当するものを含む。)として勤務した経験のある者で第六條の規定による司書の講習を修了したものの

2 左の各号の一に該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 高等学校を卒業した者で第六條の規定による司書補の講習を修了したものの

(司書及び司書補の講習)

第六條 司書及び司書補の講習は、教育部又は学芸学部を有する大学が、文部大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に關し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。但し、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(指導、助言)

第七條 文部大臣は、都道府県教育委員会に対し、都道府県教育委員会は、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び私立図書館に対し、その求めに応じて、図書館の設置及び運営に關して、専門的技術的指導又は助言を與えることができる。

(協力の依頼)

第八條 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に關して協力を求めることができる。

進ずるために、市町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に關して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九條 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に對するこの報の用に供せられる印刷発行物の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに應じ、これに對して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十條 公立図書館の設置に關する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の條例で定めなければならない。

2 前項の條例に關する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第六十一條に規定する事件の例による。

(報告)

第十一條 市町村は、図書館を設置し、廃止し、又はその設置者を変更したときは、その旨を都道府県教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告に關し必要な事項は、都道府県教育委員会の規則で定める。

第十二條 都道府県教育委員会は、文部大臣の求めに應じ、これ

に對して、当該都道府県及び当該都道府県内の市町村の設置する図書館の設置、廃止及び設置者の変更に關し、報告を提出しなければならない。

(職員)

第十三條 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所屬職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

3 国から第二十條の規定による補助金の交付を受ける地方公共団体の設置する公立図書館の館長となる者は、司書となる資格を有する者でなければならない。但し、当該図書館の館長となる者のうち、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五條第二項の市(以下「五大市」という。)の設置する図書館の館長となる者及び五大市以外の市の設置する図書館の館長となる者は、更にそれぞれ三年以上又は一年以上以上図書館の館長又は司書(国立国会図書館又は大学の附屬図書館の職員でこれらの職員に相当するものを含む。)として勤務した経験を有する者でなければならない。

(図書館協議会)

第十四條 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に關し館長の諮問に應ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につ

き、館長に対して意見を述べる機会とする。

第十五條 図書館協議会の委員は、左の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- 一 当該図書館を設置する地方公共団体の区域内に設置された学校が推薦した当該学校の代表者
- 二 当該図書館を設置する地方公共団体の区域内に事務所を有する社会教育関係団体（社会教育法第十條に規定する社会教育関係団体をいう。）が選挙その他の方法により推薦した当該団体の代表者
- 三 社会教育委員
- 四 公民館運営審議会の委員
- 五 学識経験のある者

第十六條 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の條例で定めなければならない。

- 2 第十條第二項の規定は、前項の條例について、準用する。
- 3 社会教育法第十五條第三項及び第四項並びに第十九條の規定は、図書館協議会の委員について、準用する。

第十七條 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

（公立図書館の基準）
第十八條 文部大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準

を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

（国庫補助を受けるための公立図書館の基準）
第十九條 国から第二十條の規定による補助金の交付を受けるために必要な公立図書館の設置及び運営上の最低の基準は、文部省令で定める。

（公立図書館に対する補助その他の援助）
第二十條 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の定めるところに従い、その設置及び運営に要する経費について補助金を交付し、その他必要な援助を行うことができる。

第二十一條 文部大臣は、前條の規定による補助金を交付する場合において、当該補助金を受ける地方公共団体が設置する図書館が、第十九條に規定する最低の基準に達しているかどうかを審査し、その基準に達している場合にのみ、当該補助金の交付をしなければならない。

第二十二條 第二十條の規定による補助金の交付は、図書館を設置する地方公共団体の各年度における図書館に備えつける図書館資料に要する経費等の前年度における精算額を勘案して行うものとする。

- 2 前項の経費の範囲及び補助金交付の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十三條 国は、第二十條の規定による補助金の交付をした場合に

において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の條件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館
（届出）
第二十四條 図書館を設置しようとする法人又は設置する法人は、図書館を設置し、又は廃止し、若しくは設置者を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出に關し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

（都道府県の教育委員会との関係）
第二十五條 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

（国及び地方公共団体との関係）
第二十六條 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七條 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに應じて、必要な物資の確保につき、援助を與えることができる。

（入館料等）
第二十八條 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

（図書館同種施設）
第二十九條 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

第三十條 第七條の規定は、前項の施設について準用する。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 図書館令（昭和八年勅令第百七十五号）、公立図書館職員令（昭和八年勅令第百七十六号）及び公立図書館司書検定試験規程（昭和十一年文部省令第十八号）は、廃止する。

3 この法律施行の際、現に都道府県又は五大市の設置する図書館の館長である者及び五大市以外の市の設置する図書館の館長である者は、第十三條第三項の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ都道府県若しくは五大市の設置する図書館の館長又は五大市以外の市の設置する図書館の館長となる資格を有するものとする。

4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四條若しくは第五條の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は大学の附属図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、第五條の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。

5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。

6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六條の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五條の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補となる資格を有する者（大学を卒業した者を除く。）が司書の講習を受けた場合においては、第五條第一項第三号の規定の適用があるものとする。

7 図書館職員養成所を卒業した者は、第五條の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六條の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五條の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。

9 教育委員会は、この法律施行後三年間に限り、公立図書館の館長となる資格を有する者が得られないときは、図書館に關し學識経験のある者のうちから、館長を任命することが出来る。但し、その者は、当該期間内に公立図書館の館長となる資格が得られない限り、この法律施行後三年を経過した日以後は、館長として在任することができない。

10 第二條第一項、第三條及び第十五條の學校には學校教育法（昭和二十二年法律第二十六號）第九十八條の従前の規定による學校を、第五條第一項、第十三條第三項並びに附則第四項及び第六項の大學には旧大學令（大正七年勅令第三百八十八號）、旧高等學校令（大正七年勅令第三百八十九號）、旧專門學校令（明治三十六年勅令第六十一號）又は旧教員養成諸學校官制（昭和二十一年勅令第二百八號）の規定による大學、大學予科、高等學校高等科、專門學校及び教員養成諸學校並びに文部省令で定めるこれらの學校に準ずる學校を、第五條第二項の高等學校には、旧中等學校令（昭和十八年勅令第三十六號）、旧高等學校令又は旧青年學校令（昭和十四年勅令第二百五十四號）の規定による中等學校、高等學校高等科及び青年學校本科並びに文部省令で定めるこれらの學校に準ずる學校を含むものとす。

11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法施行の際官吏であつ

たものは、別に辭令を發せられないう限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとす。

12 この法律施行の際、現に教育委員會の置かれていない市町村にあつては、教育委員會が設置されるまでの間、第七條、第八條、第十三條第一項、第十五條、第十八條及び附則第九項中「市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員會」、「市町村の教育委員會」又は「教育委員會」とあるのは、「市町村長」と読み替へるものとする。

13 文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六號）の一部を次のように改正する。
附則第十四項中「別に図書館に關して規定する法律が制定施行されるまで」を「當分の間、」に改める。

○高瀬國務大臣 今回政府より提出いたしました図書館法案について御説明申し上げます。

祖國再建の途上において、社會教育の占める役割の重大さは、いまさら申し上げるまでもありません。終戦後、わが國において學校教育制度の改革を見たのでありますが、新憲法に保障する教育の機會均等の実をあげ、國民の教養の向上を期するためには、學校教育と相まつて、社會教育の畫期的振興が行われなければならないのであります。昨年六月社會教育法が制定公布されましたのも、まさにこの趣旨によるのであります。しかも民主國家における社會教育の実施は、あくまでも國民の自主的な立場を尊重して行へべきものであります。それゆゑ社會教育法に

おいても、國及び地方公共団体は、國民があらゆる場所、あらゆる機會を利用して、みずからの教養を高め得るような環境を十分に整備する任務を持つておる旨が規定せられていたのであります。

図書館は、このような意味における社會教育機關として、きわめて重要な地位を占めていたのでありますが、わが國における図書館の現状は、歐米先進諸國のそれに比して、なおきわめて不十分を免れないのであります。従つてこれが健全な発達をはかるための法的措置を講ずることは、各方面からの要請となり、世論となつております。

社會教育法におきましても、図書館に關しては、その重要性と特殊性とにかんがみ、別に法律をもつて定めることとしたのであります。政府はその後鋭意研究を進め、ここに図書館の設置、及び運営に關する基準、及び奨励方法等を規定する図書館法案を提出することになつたのであります。次にこの法案の骨子について申し上げます。

第一に、この法律案では、社會教育法の精神に基き、新時代にあるべき図書館の眞のあり方を明示して、國民に奉仕すべき機關としての図書館の性格を明確に規定いたしましたのであります。

第二に、図書館職員の養成のため、必要な措置を講じたのであります。従来わが國においては、図書館活動の不振の原因の一つとして、職員養成の不備を指摘することができました。元來図書館が土地の事情及び一般公衆の希望に應じて、十分にその機能を發揮するためには、これに従事する職員に必要な識見と技能とがなければなら

ません。それにもかかわらず、わが國においてはこれら職員を養成すべき措置を欠いていましたので、本法案においては、この職員養成の制度の確立をはかることとしたのであります。

第三としては、図書館に対する國庫補助のことであります。現在公立図書館は約千三百九十館の設置を見ておりますが、いずれも財政的に苦勞しております。そこで本法案におきましては、できる限りその運営に對する財政的援助をなし得る道を開き、図書館が新しい時代の社會教育の機關として、十分な機能を發揮できるように定めております。

第四は、私立図書館についてであります。私立図書館は、わが國の図書館活動において、今日まで大きな貢獻をいたして参りましたが、今後におきましても、その健全な発達を大いに期待してあります。そこで本法案においてはその独自性を尊重し、その自主性を確保するために、これに對して不當な統制干渉を及ぼしたりするようなことのないように、規定いたしましたのであります。

以上本法案の提案の理由と、その内容の骨子について御説明いたしました。が、この図書館法案が成立しましたらば、わが國図書館機能の充實のために資するところ、はなはだ大きいものと存じます。何とぞこの法案の必要性を認められまして、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○西崎政府委員 図書館法案の大綱について御説明申し上げます。

第五國會において制定されました社會教育法の中におきまして、図書館に關しては特に一條を設け、第九條において「図書館及び博物館は、社會教育のための機關とする。」「図書館及び博物館に關し必要な事項は、別に法律をもつて定める」と規定されております。

元來社會教育法は、社會教育に關する總合法でありますので、図書館に關する規定も入れるべきであつたのであります。が、図書館職員の問題、図書館設置基準の問題、さらに図書館設置義務制の是非、財政的援助の限度等、研究すべき根本問題が未解決でありましたので、別に單独法を制定することにし、ただ社會教育法においては、図書館も社會教育のための機關であることを注意的に明らかにしたのであります。

爾來文部省におきましては、さきに來朝された米國教育使節團の図書館に關する報告の趣旨を尊重し、さらに社會法人日本図書館協會を中心として、図書館界の要望も入れ、鋭意研究に努めまして、現下の事情に適合した法案の立案をはかつて参つたのであります。まずこの図書館法案を立案するにあたりまして、特に考慮いたしました二、三の点について申し上げます。

第一に、この法案は、社會教育法の趣旨に基きまして、図書館の設置及び運営に關する必要な事項を定めたいと考へたのであります。元來社會教育は、國民相互の間において行われる自主的な自己教育活動でありまして、國及び地方公共団体は、その活動が自主的に活発になつて、國民教養の水準がおのずから高まるように、側面より助長奨励する役割を持つのであります。

そこで問題になりますのは、地方公共団体に図書館設置の義務を課すかどうかという点であります。地方財政の現状よりいまして、過大な負担を課することはできないことであり、さらに国庫としましては、目下義務教育の充実に努力すべき段階でありまして、十分の補助金を支出することはできませんので、義務設置というのではなく、地方の自主性によつて、実情に即応して図書館を設置することにしたのであります。この法案においては、かかる見地より、地方公共団体が図書館を設置する際に、特に必要とする事項について規定したのであります。

第二は、図書館の新しい時代におけるあり方を明らかにした点であります。すなわち第三條において、図書館奉仕の観念を明らかにし、具体的にその行すべき事項を列記したのであります。従来わが国における図書館を見ますと、真に国民に奉仕すべき機能において、必ずしも十分でなかつたのであります。本法案において、特に新しい図書館のあり方を明示し、強く一般公衆の利用に資する活動面を強調し、動く図書館として、真に社会教育機関としての任務を果たし得るように規定したのであります。

第三としては、図書館の職員制度の確立をはかつた点であります。従来わが国の図書館事業の不振の原因の一つとして、職員制度の不備をあげることができ、すなわち図書館運営は、高度の専門的知識と技能を必要とするにかかわらず、これに必要な資格等の明確な規定を欠いていたため、す

ぐれた人材を吸収することもできず、基礎的修練を経ないろうとによつて図書館が運営される傾向が強かつたのであります。この点にかながみまして、この法案におきましては、特に図書館職員について明確な規定を設けたのであります。

第四として、私立図書館は、従来わが国図書館活動において、非常に大きな貢献をいたして参りました。今後においても、ますますその発達を期待するものでありますが、法律的な拘束は、できるだけ避けまして、私立図書館が真にその特色を発揮して、自主的に自由に活動し得るようにしたのであります。

次に、各章別にわたつて簡単に要点を申し述べたいと思ひます。第一章は総則であります。第二條において、この法律における図書館を定義して、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体または民法第三十四條の規定による法人の設置するものとしたのであります。従つて、この法律にいう図書館は、社会教育機関として、一般公衆の利用に供することを内容とする公開図書館について規定するものであります。会社、団体等において、一部社員または会員等の研究のために設けられた図書施設は、これに含まれないのであります。また学校の図書館や図書室も、別個の機能を持つていますので、この法律ではこれを除くことにいたしましたのであります。個人の設置する図書館は、財政

的その他個人的な偶発的条件に支配され、きわめて消長はげしいので、図書館の公共性から考えまして、遺憾の点が多い。この点を考えまして、この法律では図書館として扱わないで、図書館同種施設としたのであります。従つてこの法律において図書館とは、地方公共団体の設置する公立図書館と、民法第三十四條の法人の設置する私立図書館の二つであります。

次に第三條において、先ほど述べました図書館の新しいあり方を規定し、かなり詳細にその行すべき事業を列記してあります。そのおもなるものは、図書館資料の収集整備、図書館利用者に対する指導、相談、図書館相互における協力その他種々の集会の開催等の事業であります。

第四條から第六條において、図書館職員に関する規定があります。図書館に関する専門的職員は、これを司書または司書補といたし、司書については原則として大学卒業程度の一般的教育を考慮し、司書補については高等学校卒業程度を基礎として、これに對して専門的研修を必要資格条件としたのであります。文部大臣は教育部または学芸学部を有する大学に講習を委嘱し得ることにいたし、これに必要な事項は省令で規定することにいたしました。これによつて図書館の活動の基礎条件であります人的整備をはかつて参りたいと思ひます。

第二章は公立図書館であります。公立図書館に関するおもなる規定の一つは、館長その他の職員に関するものであります。第十三條第三項に、特に館長の任務の重要性にかながみまして、館長となる者についての資格要件を規定してあります。すなわち国から補助金を受ける図書館の館長となる者は、司書となる資格を有する者であるとともに、これらの図書館のうち都道府県または五大都市の設置する図書館にあつては三年以上、五大都市以外の都市の図書館にあつては一年以上それ以外の図書館職員としての実務の経験を有することを条件としたのであります。これは図書館事務の特殊性によるものであります。館長として実際に即する適切な運営を行うための必要條件と考えたのであります。

第十四條は、図書館協議会に関する規定であります。これは図書館の運営に住民の意見が十分に反映し得るようにするためであります。この見地から委員の選挙の範囲も、広く土地の住民の輿論を結集し得るよう、第十五條にその範囲を規定したのであります。

次は、公立図書館の基準について第十八條において規定してあります。文部大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に對して示すものとします。図書館の基準は、今後図書館を整備し、その組織を充実する上に、きわめて重要な事項であります。しかし基準の決定は、恒定的なものでなく、あくまで現実に即し、また地方の財政事情にも拘束されますが、基準は現状よりも一歩前進すべきものであります。その意味におきまして、文部大臣はその時期において、各般の事情を勘案し、公立図書館の設置及び運営上から見て、望ましいと思はれる基準を定めることにしたのであります。

わが国の図書館の現状を見ますと、き、図書館令によつて設置認可されたものが、公私立をあわせて総数千五百五十館であります。そのうち、公立のものは正確に言ひまして千三百八十六館であります。しかも図書館運営上の通念として、最低限度三千冊の蔵書は絶対に必要であります。これを越えるものはわずかに公立図書館において二百二十九館を数えるにすぎないのであります。普及の実際について見ても、わが国の全市町村のわずかに二一%しか設置せられていない実情であります。この点から基準の設定は幾多の研究すべき課題を持つていますので、慎重検討の上定めるつもりであります。

第十九條は国から補助金を受けるために必要な公立図書館の設置及び運営上の最低基準を、文部省令で定めることに規定してあります。

第二十條は、公立図書館に国庫より補助その他必要な援助を行ひ得ることについて規定してあります。本案によつて、予算の定めるところに従ひ補助金を交付し得る場合は、第十九條の公立図書館に關する最低基準を越えた場合でありまして、その交付は、公民館の場合と同じように、図書館を設置する地方公共団体が支出した前年度における図書館に備へつける図書館資料に要する経費等の精算額を勘案して行ふものとしたのであります。

なお、第十七條において、公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に對するいかなる対価をも徴収しては

ならないことを規定し、図書館の公共性とその公開性を強調しております。社会教育法第四條においても、地方公共団体は、積極的に社会教育施設の設置及び運営をなすべきことを規定しています。しかも、その利用は市町村民の貧富等によつて制約を受けることのないようにすることは、図書館の本旨よりして当然であるといわねばなりません。

今後においても、政府はあつての限り補助その他必要な援助を行うことによつて、地方公共団体の負担を軽減し、公開図書館の充ちをあげたいと期しています。

第三章は、私立図書館に関するものであります。法人の設置する図書館につきましても、あらかじめその旨を都道府県教育委員会に届けさせることにしています。しかし、前に述べましたように、私立図書館については、文部大臣及び都道府県教育委員会の求めに応じて必要な専門的、技術的指導、助言を行うことができることにいたしておりますが、私立図書館の独自性を尊重して、これに対して政府及び地方公共団体が、みだりに統制干渉すること等のないようになしたいと思ひます。

なお、この法律では、図書館として扱えないもので、図書館と同種の施設があるわけで、これら図書館同種施設は、何人も設置することができず、これらに對しても、指導助言が與えられるようにいたしました。

附則におきましては、館長、司書及び司書補の資格について、五年間の経過規定を設けまして、現在の図書館職員が継続して勤務するように、十分むりのないようになすつもりでございます。

以上が本法案の要旨であります。

○水谷委員長代理 この際お諮りいたします。日程を追加して、教育委員会法の一部を改正する法律案を議題とし、政府の提案理由の説明を聴取したいと存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○水谷委員長代理 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまします。

要とする国家公務員及び地方公務員は、教育委員会の委員を兼ねることができない。

第十五條 次のように改める。

第十五條 委員の選挙は、衆議院議員選挙人名簿及び補選選挙人名簿又はその抄本により、これを行う。

2 市町村の選挙管理委員会は、教育委員会の委員の選挙を行う場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十六條第二項に規定する補充選挙人名簿を調製しなければならない。

第十六條 第二項中「六十人以上」の下に「百人以下」を加える。

第二十一條 第一項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第二十七條 中「委員の選挙の選挙運動に、」を「都道府県及び同法第五十五條第二項の市の教育委員会の委員の選挙の選挙運動に、」に、「同條第三項」を「同法第七十二條第三項」に改め、同條但書を次のように改める。

但し、同法第七十二條第一項において準用する衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第四百四十四條第四項中「都道府県ノ選挙管理委員会」とあるのは、地方自治法第五十五條第二項の市の教育委員会の委員の選挙について、当該市の選挙管理委員会」と読み替へるものとす。

同條に次の一項を加える。

2 地方自治法第七十二條第一項において準用する衆議院議員選挙法第九十條但書の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の市の教育委員会の委員の選挙の選挙運動に

つては、これを準用しない。

第二十八條 中「地方自治法に定める」を削る。

第二十九條 第二項中「前項」を「選挙による委員」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第七條第三項の規定による委員の解職の請求に關しては、地方自治法に定める同法第八十八條第二項に規定する委員の解職の請求の例による。

第三十二條 次のように改める。

（委員の服務等）

第三十二條 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

第三十九條 次の一條を加える。

（會議録）

第三十九條 二 教育委員会の會議の次第は、すべて會議録に記載しなければならない。

2 前項の會議録について必要な事項は、教育委員会規則で、これを定める。

第四十二條 次のように改める。

第四十二條 削除

第四十四條 第一項中「会計及び」を削る。

第四十五條 第一項中「指導主事、」を「指導主事並びに」に、「建築その他必要な事項に關する専門職員並びに、」を「建築その他必要な事務職員を」に改め、同條第四項中「並びに学校の事務職員」を削る。

第四十六條 次のように改める。

第四十六條 削除

第四十七條 中「特殊な事項に關する専門職員を」を「特殊な事務又は技術に従事する事務職員又は技術職員」に改める。

第四十九條 中「左の事務を行う。」但し、この場合において、教育長に對し、助言と推薦を求めることができる。を「第四條に定める権限を行使するために、左に掲げる事務を行う。」に改める。

同條第一号中「設置」の下に「管理」を加え、同條第二号を次のように改める。

二 学校その他の教育機関の用に供し、又は用に供するものと決定した財産（教育財産という。以下同じ。）の取得、管理及び処分に関すること。

同條第五号中「別に教育公務員の任免等について規定する法律」を「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）に、同條第七号中「教員その他の教育関係職員を」を「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員」に、同條第八号中「実施の指導」を「実施」に、同條第九号中「整備計画」を「整備」に改め、同條第十八号中「法律第十六号を同條第十九号とし、以下三号ずつ繰り下げ、同條第十五号の次に次の三号を加える。

十六 校長、教員その他の教育職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、福利及び厚生に關すること。

第一類第七号 文部委員会議案第八号 昭和二十五年三月十日

一三

十七 学校の保健計画の企画及び実施に関する事。

十八 学校環境の衛生管理に関する事。

第五十條中「都道府県委員会は、前條各号に掲げる事務を行う外、左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に対し、助言と推薦を求めることができる。」を「教育委員会の権限に属する事務のうち、左に掲げるものは、都道府県委員会のみが、これを行う。」に改める。

同條第五号を次のように改める。

五 都道府県内の学校の学校給食に関する企画並びに学校給食のための配給物資の管理及び利用に関する事。

同條に次の二号を加える。

六 史跡、名勝、天然記念物、国宝及び重要美術品等の保存に関する事。

七 教育に関する法人（私立学校を設置する法人を除く。）に関する事。

第五十二條の次に次の三條を加える。

（事務の委任及び臨時代理）

第五十二條の二 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

（教育長の職務）

第五十二條の三 教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の処理するすべての教育事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会の行うすべての教育事務につき、助言し、推薦することができる。

3 教育長は、教育委員会の事務局の事務を総括し、及びその職員を指揮監督する。

4 教育長は、自己の身分取扱についての議事が行われる場合を除く外、教育委員会のすべての会議に出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わることができない。

5 教育長は、その事務執行に關し、及び教育委員会の所轄地域の教育に關し、必要な報告及び資料を教育委員会に提出しなければならない。

（指導主事の職務）

第五十二條の四 指導主事は、校長及び教員に助言と指導を與える。但し、命令及び監督をしてはならない。

第五十三條第二項を次のように改める。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものは、一定の公告式により、これを公布しなければならない。

3 前項の公告式は、教育委員会規則でこれを定め、公布のための署名、公布の方法、施行日その他必要な事項を規定しなければならない。

第五十四條中「その機会均等を図るため、」の下に「教育委員会規則の定めるところにより、」を加える。

第五十四條の次に次の二條を加える。

（学校の保健）

第五十四條の二 教育委員会は、学校身体検査、精密検診その他の事項に關し、政令で定める基準に従い、保健所を設置する地方公共団体の長に對し、保健所の協力を求めるものとする。

2 保健所は、学校環境の衛生、学校の保健に關する資料の提供その他の事項に關し、政令で定める基準に従い、教育委員会に助言と援助を與えるものとする。

（建築の実施）

第五十四條の三 教育委員会は、学校その他の教育機関の建築の実施を、地方公共団体の長に、原則として委任するものとする。この場合において、建築の実施に關し、教育委員会において意見があるときは、地方公共団体の長は、これに従わなければならない。

第五十八條の次に次の一條を加える。

第五十八條の二 教育委員会の所掌に係る既定予算を追加し、更正し、又は暫定予算を調製する場合においては、前三條の例による。

第六十條に次の二項を加える。

2 地方公共団体の長は、教育事務に關する收入について、收入を命令する権限を当該地方公共団体の教育委員会に委任することができる。

第六十一條の見出しを「（地方公共団体の議会及び長との関係）」に改め、同條中「左のものに關する議案」を「左に掲げる事項その他教育事務に關するものの議案」に、同條第四号中「第六十六條第二項」を「第六十六條第三項」に改める。

第六十二條中「前條各号の事件」を「前條に規定する事件」に改める。

第六十三條の次に次の三條を加える。

第六十三條の二 地方公共団体の長は、第六十一條に規定する事件の議案の原案の送付を受けたときは、すみやかに議案を作成し、これを地方公共団体の議会に提出しなければならない。

第六十三條の三 第六十一條に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十三條の四 学校その他の教育機関が廃止される場合には、教育委員会は、当該教育機関の使用する教育財産の廃止後の用途について、あらかじめ、地方公共団体の長と協議するものとする。

第六十六條から第六十八條までを次のように改める。

（学校その他の教育機関の職員）

第六十六條 教育委員会の所管に属する学校に、校長、教員並びに必要な事務職員及び技術職員を置く。

2 教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関に、必要な事務職員及び技術職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、法律又は政令に別段の定めがある場合の外、当該地方公共団体の條例で、これを定めなければならない。

（教育長等の身分取扱）

第六十七條 前條第一項及び第二項に規定する学校その他の教育機関の事務職員及び技術職員は、教育長の推薦により、教育委員会が、これを任命する。

2 教育長、第四十五條第一項及び第二項に規定する職員並びに前條第一項及び第二項に規定する職員の任免、懲戒、服務その他の身分取扱に關する事項は、この法律及び教育公務員特例法に別段の定めがあるものを除く外、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところによる。

（教育長等の給與）

第六十八條 地方公共団体は、前條第二項に規定する職員に對して、教育公務員特例法及び別に地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところにより、地方自治法第二百四條及び第二百五條に規定する給料、退職料その他の給與を支給しなければならない。

2 地方自治法第二百六條の規定は、前項の給與について、これを準用する。

第七十條第一項を次のように改める。

大阪府、京都市、名古屋市、神戸市及び横浜市（五大市という。以

以外の教育機関に、必要な事務職員及び技術職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、法律又は政令に別段の定めがある場合の外、当該地方公共団体の條例で、これを定めなければならない。

（教育長等の身分取扱）

第六十七條 前條第一項及び第二項に規定する学校その他の教育機関の事務職員及び技術職員は、教育長の推薦により、教育委員会が、これを任命する。

2 教育長、第四十五條第一項及び第二項に規定する職員並びに前條第一項及び第二項に規定する職員の任免、懲戒、服務その他の身分取扱に關する事項は、この法律及び教育公務員特例法に別段の定めがあるものを除く外、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところによる。

（教育長等の給與）

第六十八條 地方公共団体は、前條第二項に規定する職員に對して、教育公務員特例法及び別に地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところにより、地方自治法第二百四條及び第二百五條に規定する給料、退職料その他の給與を支給しなければならない。

2 地方自治法第二百六條の規定は、前項の給與について、これを準用する。

第七十條第一項を次のように改める。

大阪府、京都市、名古屋市、神戸市及び横浜市（五大市という。以

以外の教育機関に、必要な事務職員及び技術職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、法律又は政令に別段の定めがある場合の外、当該地方公共団体の條例で、これを定めなければならない。

下同じ。)並びに既に教育委員会を設置しているその他の市以外の市は昭和二十五年十一月一日又は昭和二十七年十一月一日に、町村(既に教育委員会を設置している町村を除く。)は昭和二十七年十一月一日に、それぞれ教育委員会を設置しなければならない。

第八十條を次のように改める。

第八十條 削除

第八十一條本文を次のように改める。

第六十七條第二項及び第六十八條第一項に規定する別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでは、第六十七條第二項に規定する職員の任免、懲戒、服務、給與その他の身分取扱に關する事項に關しては、これらの項の規定にかかわらず、この法律及び教育公務員特例法に別段の定めがあるものを除く外、当該地方公共団体の長の補助機關たる吏員の例によるものとする。

第八十二條を次のように改める。

第八十二條 削除

第八十八條を次のように改める。

第八十八條 第七十條第一項の規定により教育委員会を設置しようとする地方公共団体において、その教育委員会の委員の最初の選挙が行われたときは、当該地方公共団体の長は、第三十四條第三項及び第四項の規定に準じて、教育委員会の会費を招集し、その年の十一月一日に最初の会議を開かなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する

選挙の行われた年の十一月一日に成立するものとする。

3 第七十四條から第七十七條まで及び第七十九條の規定は、前項の規定により教育委員会が成立した場合について、これを準用する。但し、第七十四條中「その成立の日から、都道府県知事にあつては三十日以内、五大市の市長にあつては二十日以内」とあるのは「都道府県委員会及び市町村長は、その成立の日から二十日以内」と、第七十五條中「都道府県知事又は五大市の市長」とあるのは「都道府県委員会及び市町村長」と、第七十七條第一項中「昭和二十三年十一月一日に都道府県及び五大市の教育局部の長」とあるのは「第八十八條第二項の規定により教育委員会が成立した日に当該市町村の教育関係の部課の長」と「都道府県又は五大市」とあるのは「当該市町村」と、同條第二項中「昭和二十四年」とあるのは「第八十八條第二項の規定により教育委員会が成立した年の翌年の」と、第七十九條中「都道府県又は五大市」とあるのは「当該市町村」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 史蹟名勝天然紀念物保存法(大正八法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項及び第三條中「地方長官」を「都道府県ノ教育委員会」に改める。

3 社会教育法(昭和二十四年法律

第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十八條を次のように改める。

(社会教育委員の定数等)

第十八條 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の條例で定める。

2 前項の條例に關する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第六十一條に規定する事件の例による。

○高瀬國務大臣 一昨年七月十五日公布施行されました教育委員会法の一部を改正する法律案を、このたび国会に提出いたしましたのにつきまして、その提案の理由と、改正要点を御説明いたしたいと思います。

第一は、市町村に設けられる教育委員会の設置の時期についてであります。これにつきましては、去る第五国会において、中央、地方の財政状態その他の事情にかんがみまして、その設置を昭和二十五年または昭和二十七年とするよう法律改正が行われたのでありますが、このたび町村の地域に設けられる教育委員会は、すべて昭和二十七年に市に設けられるものは、昭和二十五年または昭和二十七年に設置し得ることとしたいたしました。その理由は、町村の地域に設けられるべき教育委員会については、その地域の規模や委員会の組織、権限等につき、なお調査研究を要する問題が非常に多くあります関係上、これらについて十分検討するため、二十七年までその設置を延期することとし、二十五年には、市についてののみ教育委員

会を設置し得るよう措置いたしましたことに基くのであります。

第二は、委員の選挙に關する規定の改正であります。これにつきましては、教育委員会の委員の選挙をも含めた選挙制度全般の改正も考慮されているのでありますが、今般はとりあえず二十五年の選挙を控え、一昨年の経験にかんがみ、最小限度の改正を行うことにいたしました。すなわち委員候補者の連署推薦人を六十人以上百人以上と、その人数に制限を加えたこと、及び選挙運動については、都道府県及び五大市にあつては都道府県知事の、その他の市及び町村にあつては市町村議会の議員の選挙運動に關する規定をそれへ準用し、いわゆる選挙運動における公営の範圍を五大市までにいたしましたのであります。

第三は、委員の他の職務との兼務及び服務などについてであります。現在委員は他の公務との兼務を、かなり嚴格に禁止されておりますが、教育委員会の委員の本務に支障のない程度にこれを緩和し、また委員の服務などについては、現行法に規定を欠いておりますが、教育委員会の委員の職務の特殊性及び重大性にかんがみまして、新しく規定を設けることとしたいたしました。

第四は、教育委員会の職務権限についてであります。これにつきましては、現在すでに實質的に教育委員会の権限として行われている事務、あるいは地方公共団体の議会及び長との関係において、権限の所在が必ずしも明確でない事例等について必要な規定を設け、もつて教育委員会の運営に遺憾なきを期したのであります。すなわち

一、学校その他の教育機関の建築費の實施に關する教育委員会の責任及びその實施方法について明らかにすること。

二、学校その他の教育機関の使用にかかる財産の取得、管理及び処分に關する権限を明らかにすること。

三、学校の保健計画に關する権限を明らかにすること。

四、教育事務に關する収入の命令権を、地方公共団体の長から教育委員会に委任し得ること。

五、教育事務に關し議会の議決を経なければならぬものについては、すべて議案の原案は教育委員会の発案にかかわらしめることを常例とする。

六、都道府県の教育委員会の権限として、学校給食、文化財保存(史跡、名勝、天然紀念物等)及び教育に關する法人についての事務を明らかにすることなどでありました。

第五は、教育委員会と教育長との關係についてであります。現行法上、兩者の關係につきましては、明確を欠く点もあり、實際運営上にも、ややともすれば円滑を失ううらみもありましたので、教育委員会の専門的助言者であり、かつその事務執行の衝に當る教育長の職務の特殊性を明らかにし、兩者の本来の機能を明確にいたしました次第であります。

以上、改正の主要点につきまして、その内容及び理由を概略御説明いたしました。今回の改正は、條文の一部改正を行つたもの十八箇條、追加または新たに設けられたもの十一箇條、削除ないし全文改正をしたもの十箇條、合

計三十九箇條にわたつております。何
とぞ慎重御審議の上御可決くださるよ
うお願いいたします。

○水谷(昇)委員長代理 辻田政府委員
の御説明は次会にまわします。

質疑は次会にまわしまして、本日は
この程度で散会いたしたいと思いま
すが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○水谷(昇)委員長代理 御異議ないよ
うでありますから、これで散会いたし
ます。なお次会は来る十五日水曜日午
前十時より開会いたします。

午後零時三十五分散会